

津広水監収第3号

令和6年11月7日

津軽広域水道企業団

企業長 櫻田 宏様

津軽広域水道企業団

監査委員 菊地 清夫

監査委員 台丸谷 績

令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計

資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された令和5年度津軽広域水道企業団水道事業会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、次のとおり意見書を提出する。

令和 5 年度津軽広域水道企業団

水道事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和 5 年度津軽広域水道企業団水道用水供給事業会計(津軽事業部)に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和 6 年 10 月 24 日から令和 6 年 11 月 5 日まで

(3) 審査の方法

審査に当たっては、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きのほか、必要に応じ関係者に説明を求めるなど、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる

事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の結果は以上のとおりであるが、資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

	比率名	令和 4 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0 (%)

令和 5 年度津軽広域水道企業団 水道事業会計資金不足比率審査意見

1 審査の概要

(1) 審査の対象

令和 5 年度津軽広域水道企業団水道事業会計(西北事業部)に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

(2) 審査の期間

令和 6 年 10 月 24 日から令和 6 年 11 月 5 日まで

(3) 審査の方法

審査に当たっては、企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかに主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きのほか、必要に応じ関係者に説明を求めるなど、必要と認めるその他の審査手続きを実施した。

2 審査の結果

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査の結果は以上のとおりであるが、資金不足比率及び経営健全化基準は、次のとおりである。

	比率名	令和 4 年度	令和 5 年度	経営健全化基準
①	資金不足比率	— (%)	— (%)	20.0 (%)